

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第2号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 <u>審議会への諮問をした旨の通知等</u> （第9条・第10条）	第3章 <u>審査会への諮問をした旨の通知等</u> （第9条・第10条）
第4章 <u>審議会への提出資料の閲覧等</u> （第11条・第12条）	第4章 <u>審査会への提出資料の閲覧等</u> （第11条・第12条）
第5章（略）	第5章（略）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この規則は、企業長が管理する行政文書（大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）について条例の施行に関し必要な事項を定め、併せて条例第23条第2項及び第4項並びに第25条の規定により <u>大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会</u> （以下「 <u>審議会</u> 」という。）に提出された意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧等（条例第27条第1項に規定する閲覧等をいう。第4章において同じ。）に関する事項その他の条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、企業長が管理する行政文書（大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）について条例の施行に関し必要な事項を定め、併せて条例第23条第2項及び第4項並びに第25条の規定により <u>大阪広域水道企業団情報公開審査会</u> （以下「 <u>審査会</u> 」という。）に提出された意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧等（条例第27条第1項に規定する閲覧等をいう。第4章において同じ。）に関する事項その他の条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の実施等)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを光ディスクに複写したもの

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを光ディスクに複写したもの

(3) (略)

4 (略)

5 (略)

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープその他これに類する物に複写したものを更に光ディスクに複写したもの

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープその他これに類する物に複写したものを更に光ディスクに複写したもの

(3) (略)

6～11 (略)

第3章 審議会への諮問をした旨の通知等

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第21条の規定による通知は、審査請求人が請求者の場合にあつては審議会諮問通知書(様式第14号)、審査請求人が第三者の場合にあつては審議会諮問通知書(様式第14号の2)により行う。

(公開の実施等)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したもの

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(ブイエックチェス方式の記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したもの

(3) (略)

4 (略)

5 (略)

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープその他これに類する物に複写したものを更に他の録音カセットテープに複写したもの

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープその他これに類する物に複写したものを更に他のビデオカセットテープに複写したもの

(3) (略)

6～11 (略)

第3章 審査会への諮問をした旨の通知等

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第21条の規定による通知は、審査請求人が請求者の場合にあつては審査会諮問通知書(様式第14号)、審査請求人が第三者の場合にあつては審査会諮問通知書(様式第14号の2)により行う。

第4章 審議会への提出資料の閲覧等

(意見書等の閲覧等の求め)

第12条 条例第27条第1項の規定により意見書等の閲覧等を求めようとする審査請求人等(条例第23条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。)は、提出資料閲覧等請求書(様式第17号)を審議会に提出しなければならない。

2 審議会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 審議会は、前項の規定により閲覧等の諾否を決定する場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者(国、地方公共団体、独立行政法人等(条例第8条第1項第1号に規定する独立行政法人等をいう。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社、地方道路公社及び第1項の規定により提出資料閲覧等請求書を提出したもの以外のものをいう。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 審議会は、審査請求人等の求めがあったときは、審議会に提出された当該審査請求人等に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。

別表(第14条関係)

項	区分	費用の額
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)

備考 (略)

第4章 審査会への提出資料の閲覧等

(意見書等の閲覧等の求め)

第12条 条例第27条第1項の規定により意見書等の閲覧等を求めようとする審査請求人等(条例第23条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。)は、提出資料閲覧等請求書(様式第17号)を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 審査会は、前項の規定により閲覧等の諾否を決定する場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者(国、地方公共団体、独立行政法人等(条例第8条第1項第1号に規定する独立行政法人等をいう。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社、地方道路公社及び第1項の規定により提出資料閲覧等請求書を提出したもの以外のものをいう。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 審査会は、審査請求人等の求めがあったときは、審査会に提出された当該審査請求人等に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。

別表(第14条関係)

項	区分	費用の額
1	(略)	(略)
2	録音カセットテープへの複写による作成	1巻につき 270円
3	ビデオカセットテープへの複写による作成	1巻につき 320円
4	(略)	(略)

備考 (略)

様式第1号（第2条関係）

行政文書等公開請求書 (略)	
(略)	(略)
希望する 公開の実 施方法	1・2 (略) 3 写しの交付の方法 □用紙 □CD-R又はDVD-R
(略)	(略)
(略)	

様式第1号（第2条関係）

行政文書等公開請求書 (略)	
(略)	(略)
希望する 公開の実 施方法	1・2 (略) 3 写しの交付の方法 □用紙 □録音カセット テープ □ビデオカセッ トテープ □CD-R又はDVD-R
(略)	(略)
(略)	

様式第13号（第8条関係）

公開実施方法等申出書 (略)	
(略)	(略)
希望する 公開の実 施方法	1・2 (略) 3 写しの交付の方法 □用紙 □CD-R又はDVD-R
(略)	(略)
(略)	

様式第13号（第8条関係）

公開実施方法等申出書 (略)	
(略)	(略)
希望する 公開の実 施方法	1・2 (略) 3 写しの交付の方法 □用紙 □録音カセット テープ □ビデオカセッ トテープ □CD-R又はDVD-R
(略)	(略)
(略)	

様式第14号（第9条関係）

審議会諮問通知書 (略)	
年 月 日付け 第 号の行政文書の 公開決定等に対する審査請求について、次 のとおり大阪広域水道企業団情報公開・個 人情報保護審議会に諮問したので、大阪広 域水道企業団情報公開条例第21条の規定に より通知します。	
(略)	

様式第14号（第9条関係）

審査会諮問通知書 (略)	
年 月 日付け 第 号の行政文書の 公開決定等に対する審査請求について、次 のとおり大阪広域水道企業団情報公開審査 会に諮問したので、大阪広域水道企業団情 報公開条例第21条の規定により通知しま す。	
(略)	

様式第14号の2（第9条関係）

審議会諮問通知書 (略)	

様式第14号の2（第9条関係）

審査会諮問通知書 (略)	

年 月 日付け 第 号の行政文書の
公開決定等に対する審査請求について、次
のとおり大阪広域水道企業団情報公開・個人
情報保護審議会に諮問したので、大阪広
域水道企業団情報公開条例第21条の規定に
より通知します。

(略)

様式第17号 (第12条関係)

提出資料閲覧等請求書

(略)

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保
護審議会会長 様

(略)

大阪広域水道企業団情報公開条例第27条
第1項の規定により、次のとおり大阪広域
水道企業団情報公開・個人情報保護審議会
への提出資料の閲覧等を求めます。

(略)	(略)
希望する 閲覧等の 実施の方 法	1・2 (略) 3 写しの交付の方法 <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R又はDVD-R
(略)	(略)

(略)

様式第18号 (第12条関係)

提出資料閲覧等承諾通知書

(略)

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報
保護審議会会長 印

年 月 日付けで求めのあった審議会
への提出資料の閲覧等については、大阪広
域水道企業団情報公開条例施行規則第12条
第2項の規定により、次のとおり承諾する
こととしたので通知します。

(略)	
<u>審議会事 務局</u>	
(略)	

注：1 (略)

年 月 日付け 第 号の行政文書の
公開決定等に対する審査請求について、次
のとおり大阪広域水道企業団情報公開審査
会に諮問したので、大阪広域水道企業団情
報公開条例第21条の規定により通知しま
す。

(略)

様式第17号 (第12条関係)

提出資料閲覧等請求書

(略)

大阪広域水道企業団情報公開審査会会
長 様

(略)

大阪広域水道企業団情報公開条例第27条
第1項の規定により、次のとおり大阪広域
水道企業団情報公開審査会への提出資料の
閲覧等を求めます。

(略)	(略)
希望する 閲覧等の 実施の方 法	1・2 (略) 3 写しの交付の方法 <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> 録音カセット <u>テープ</u> <input type="checkbox"/> ビデオカセッ <u>トテープ</u> <input type="checkbox"/> CD-R又はDVD-R
(略)	(略)

(略)

様式第18号 (第12条関係)

提出資料閲覧等承諾通知書

(略)

大阪広域水道企業団情報公開審査会会
長 印

年 月 日付けで求めのあった審査会
への提出資料の閲覧等については、大阪広
域水道企業団情報公開条例施行規則第12条
第2項の規定により、次のとおり承諾する
こととしたので通知します。

(略)	
<u>審査会事 務局</u>	
(略)	

注：1 (略)

2 記載された閲覧等の日時に支障のある場合は、あらかじめ審議会事務局に連絡してください。

2 記載された閲覧等の日時に支障のある場合は、あらかじめ審査会事務局に連絡してください。

様式第19号（第12条関係）

様式第19号（第12条関係）

提出資料閲覧等一部承諾通知書
(略)

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報
保護審議会会長 印

提出資料閲覧等一部承諾通知書
(略)

大阪広域水道企業団情報公開審査会会長
印

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧等については、大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり一部を承諾することとしたので通知します。

年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧等については、大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり一部を承諾することとしたので通知します。

(略)	
<u>審議会事務局</u>	
(略)	

(略)	
<u>審査会事務局</u>	
(略)	

注：1 (略)

注：1 (略)

2 記載された閲覧等の日時に支障のある場合は、あらかじめ審議会事務局に連絡してください。

2 記載された閲覧等の日時に支障のある場合は、あらかじめ審査会事務局に連絡してください。

様式第20号（第12条関係）

様式第20号（第12条関係）

提出資料閲覧等拒否通知書
(略)

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報
保護審議会会長 印

提出資料閲覧等拒否通知書
(略)

大阪広域水道企業団情報公開審査会会長
印

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧等については、大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり拒否することとしたので通知します。

年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧等については、大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり拒否することとしたので通知します。

(略)	
<u>審議会事務局</u>	
(略)	

(略)	
<u>審査会事務局</u>	
(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。